証券コード　3042
平成29年６月８日

株　主　各　位

大阪市北区東天満一丁目１番19号
株式会社セキュアヴェイル
代表取締役社長　米　今　政　臣

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月22日（木曜日）午後６時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月23日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区北浜東３番14号
エル・おおさか７階（大阪府立労働センター）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第16期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.secuavail.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済対策や日銀による金融緩和策を背景に緩やかな回復基調が続きました。企業の収益や業況判断が改善に向かい、設備投資にも持ち直しの動きがみられる一方で、個人消費も雇用・所得の改善を受け回復傾向にあります。

当社が属する情報セキュリティ業界におきましては、標的型攻撃などによる情報漏洩事故の発生、急速に普及するIoT（モノのインターネット）分野でのサイバー攻撃等が相次いだことから、業種を問わない広範な企業で情報セキュリティ対策が見直され、有効な対策へのニーズがいっそう拡大しつつあります。

このような環境のなか、当社におきましては、「我々はセキュリティサービス業である」という原点を意識し、従来から強みとしているログ分析、セキュリティ運用監視を軸に、サービス提供での付加価値向上をスローガンに掲げて活動を展開してまいりました。

具体的には、主力サービス「NetStare®」を提供する既存顧客を中心にサービス品質向上を図り満足度を高めることにより継続期間の延長や他拠点・他機器へのサービス提供をいただけるよう取組んでまいりました。また次期の基幹システムでもある「NetStare® Suite」への研究開発投資を継続し、ログや監視情報をビックデータ化することにより、システムやセキュリティリスクを予測するクラウドサービスの機能の無償提供を継続しており、有償化に向けて改修を重ねてまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高792,328千円（前年同期比15.9％増）、営業利益53,943千円（前年同期比0.3％減）、経常利益54,269千円（前年同期比6.7％増）、当期純利益42,932千円（前年同期比4.4％減）となりました。

当事業年度につきましては、大手既存顧客層を中心にサービス収入が順調に伸びる一方で、「NetStare® Suite」の大手顧客への本格納入が始まる等、新たな収益源の開拓も進みました。その結果、売上高は２桁の増収、売上総利益は４期連続の増益となりました。

増員に伴う人件費拡大等から販売費及び一般管理費は増加したものの、売上総利益の伸びが吸収し、営業利益は当初予想を大きく上回りました。

サービス分類別の状況については次のとおりであります。

（単位：千円）

サービス分類の名称	第15期 （自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）	第16期 （自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）	前年 同期比 （％）
NetStare	608,263	720,150	118.4
商品売上	146,157	196,757	134.6
設計・構築・監査・ヘルプデスク	90,858	77,982	85.8
運用監視	371,247	445,410	120.0
LogStare	75,363	72,178	95.8
商品売上	5,075	2,486	49.0
ログステア製品	13,469	14,367	106.7
設計・構築	14,172	14,147	99.8
ログ分析サービス	23,573	20,066	85.1
ログステア製品保守	19,073	21,110	110.7
合計	683,627	792,328	115.9

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において重要な資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 13 期 (平成26年３月期)	第 14 期 (平成27年３月期)	第 15 期 (平成28年３月期)	第 16 期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売　　上　　高(千円)	741,642	709,387	683,627	792,328
経　常　利　益(千円)	35,600	35,584	50,871	54,269
当　期　純　利　益(千円)	32,496	32,838	44,922	42,932
１株当たり当期純利益(円)	10.01	10.12	13.84	13.23
総　　資　　産(千円)	544,565	601,682	631,478	695,402
純　　資　　産(千円)	397,496	430,624	480,351	523,361
１株当たり純資産額（円）	122.50	132.71	146.46	159.72

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

情報セキュリティ業界においては、複雑化するネットワーク、巧妙化するサイバー攻撃を背景に、セキュリティ対策は多様化・高度化していく傾向にあります。技術革新の加速に伴い、常に新しい情報を収集して自社サービスへ反映させ、環境の変化に迅速に対応していくことも求められます。

このような事業環境の中、当社グループが継続的に企業価値を向上させていくためには、今後も引き続き以下の課題への対応が必要だと認識しています。

① 営業スキルの高度化

営業部門の人材であっても、技術に関する知識レベルを運用技術者と同等またはそれに近いレベルにまで引き上げることが、当社の付加価値に繋がると考えています。販売パートナー企業とともに、エンドユーザーとの商談を行う際において、常に運用技術者が同行しているのと同様の専門的な説明が行えるよう、営業スキルに技術的知識を付加することに、ここ数年取り組んでまいりました。その効果がようやく出始めてまいりましたので、引き続き、お客様からの問合せに対するレスポンススピードを上げ、ストック型サービスの契約件数増加に繋げ、さらには上位サービスへの移行による収益の拡大を図ってまいります。

② 研究開発の充実

お客様に対して、安定したサポートサービスを継続的に提供するためには、常に進化、多様化するセキュリティ関連の知識向上、技術向上に努める必要があります。その結果、常に安全で安心なサポートサービスを提供することが可能となるため、研究開発に一定の投資を行うことが必要不可欠となります。

・自社開発ソフトウェアのバージョンアップ
・新サービスの基礎となるソフトウェアの開発
・対応可能機器の範囲拡大のための検証作業

上記に特に注力し、いつの時代にもプロフェッショナルな集団であり続けることで、顧客満足度を向上させ、既存サポートサービスの更新率を高め、安定した収益の維持を図るとともに、サポート対応機器の範囲を広げることで、新規顧客獲得の機会を増加させてまいります。

③ 人材教育システムの強化

当社グループの最大の財産は人材であり、サービス提供の基盤となっております。そのため、前提となる知識や技術の習得は必須の要件であり、新卒採用から中途採用に至るまで、全ての社員が入社時に技術研修を受けています。しかし、それだけでは知識が陳腐化してしまうため、今後は技術研修制度を更に充実させてまいります。

また、当社グループはサービスを提供する企業として、お客様とのコミュニケーションが欠かせないため、説明力・表現力を中心とした直接的な対人コミュニケーションを鍛える研修制度も見直す予定にしております。

社員からも要望の高いこれらの研修制度を充実させることで、社員のロイヤリティを高め、社員定着率向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

コンピュータセキュリティの運用・保守サービス
コンピュータセキュリティの解析サービス
コンピュータセキュリティの設計・構築
コンピュータセキュリティ製品の販売

(6) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

本　　社　大阪市北区東天満一丁目1番19号

東 京 本 部　東京都中央区明石町8番1号

松山ブランチ　愛媛県松山市三番町六丁目8番地1

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
51名	5名	33.4歳	3.8年

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年６月24日開催の第15期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　7,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　3,245,000株（自己株式224株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数　　2,309名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
米今政臣	974,000株	30.02%
ＮＲＩセキュアテクノロジーズ株式会社	600,000株	18.49%
ﾏｲﾙｽﾄｰﾝｷｬﾋﾟﾀﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	197,000株	6.07%
カブドットコム証券株式会社	119,200株	3.67%
株式会社ＳＢＩ証券	51,200株	1.57%
楽天証券株式会社	50,300株	1.55%
三木亮二	30,200株	0.93%
関根弘良	21,100株	0.65%
浜口隆	20,100株	0.61%
池田隆光	17,600株	0.54%

（注）１.上記の持株数は、株主名簿に基づき記載しております。

２.当社は自己株式を224株保有しておりますが、上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米　今　政　臣	
取　締　役	神　戸　　仁	インフォフラッグ株式会社　代表取締役
取　締　役	上　原　武　彦	
取　締　役	金　澤　伸　一	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社　MSS事業本部副本部長兼MSS事業二部長
取締役（監査等委員・常勤）	三　木　亮　二	
取締役（監査等委員）	上　田　勝　久	かがやき監査法人　代表社員
取締役（監査等委員）	小　松　宣　郷	中央会計株式会社　代表取締役

（注）１．取締役上原武彦氏及び金澤伸一氏、並びに取締役（監査等委員）上田勝久氏及び小松宣郷氏は社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）上田勝久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．取締役（監査等委員）小松宣郷氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、三木亮二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

５．当社は、取締役上原武彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	35,400千円 (2,400千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	6,500千円 (2,700千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	1,500千円 (900千円)
合　　計	10名	43,400千円

（注）1．当社は、平成28年6月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております（以下、本件移行といいます）。監査役3名は同日付で監査役を退任し、うち2名が取締役（監査等委員）に就任するとともに、監査役会設置会社時の取締役1名が、本件移行とともに取締役（監査等委員）に就任しております。このため、監査役に対する支給額は、本件移行前の期間にかかるものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額については、本件移行後の期間にかかるものとなります。

2．上記のほか、使用人兼務取締役（2名）の使用人分給与を8,700千円支払っております。

3．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6期定時株主総会において月額15,000千円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第15期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第15期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

5．監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

6．取締役の員数は7名（うち社外取締役4名）ですが、無支給者が1名（うち社外取締役1名）いるため、支給員数と相違しております。

7．支給人員につきましては、延べ人数を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役金澤伸一氏は、NRIセキュアテクノロジーズ株式会社のMSS事業本部副本部長兼MSS事業二部長でありました。当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。なお、同氏は平成29年4月1日付で、同社の事業推進部長に就任しており

ます。

・取締役（監査等委員）上田勝久氏は、かがやき監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）小松宣郷氏は、中央会計株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 上　原　武　彦	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 金　澤　伸　一	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 上　田　勝　久	当事業年度開催の取締役会13回のうち、監査役として３回、監査等委員として10回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会３回、監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小　松　宣　郷	当事業年度開催の取締役会13回のうち、監査役として３回、監査等委員として10回出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会３回、監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

５.会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
公認会計士法第２条第１項業務（監査証明業務）の報酬	9,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,600千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じた額としております。

６.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるようにコンプライアンスマニュアル及び行動規範を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。

・コンプライアンス上の疑義ある行為については、内部通報運用規程に基づき社内及び社外の通報窓口を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役・使用人が通報できるものといたします。

・内部監査を定期的に実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を監査等委員会へ報告いたします。

・監査等委員である取締役は、監査等委員会及びその他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査いたします。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役が必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整備いたします。

・必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け法的リスクの軽減に努めます。

・新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応いたします。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。

・取締役会では定期的に各取締役（監査等委員である取締役を除く。）から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

・日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じ

て規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備いたします。

⑤ 監査等委員である取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・定例の監査等委員会を毎月１回開催し、監査等委員会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて監査等委員会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。

・監査等委員会では定期的に各監査等委員である取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

・日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、監査等委員である取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備いたします。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会で協議の上、必要に応じて使用人を配置いたします。

・監査等委員会を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものといたします。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができます。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できます。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員会に報告いたします。

・監査等委員は、その職務執行上必要と判断した事項について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができます。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・常勤監査等委員は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題及び当社の事業に内在するリスクなどの他、監査上の重要な課題等について意見を交換いたします。

・監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図るため、定期的に会合を持ちます。

・監査等委員は監査の実施にあたり、必要に応じて顧問弁護士の意見と助言を求めます。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備いたします。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とします。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取ります。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務の執行に関する取組み

当事業年度は、取締役会の年13回の開催に加え、常勤取締役（監査等委員を除く）全員が参加する本部長会議を月３～４回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定を行いました。一方では、監査役会を年３回、監査等委員会を年10回開催し、各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② リスクマネジメント体制に関する取組み

リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グループのリスク対応方針の見直しを年１回実施しています。

③ 業務執行の効率性の向上に関する取組み

経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため月３～４回本部長会議を開催し、関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っております。

７.剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主尊重を経営戦略の重要課題と認識し、収益性、安全性の確保に努め、業績に基づいた配当を実施することにより株主への利益還元に取り組んでいく方針であります。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

一方、企業体質の強化と将来の事業拡大に備えるために、一定の内部留保の充実を図ることも、株主各位の利益確保に必要不可欠であると考えており、当面は財務体質の強化に努める所存です。上記の方針に基づき、当事業年度に係る剰余金の配当は、無配とさせていただきます。

当社は、会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**531,681**	**流動負債**	**163,762**
現金及び預金	348,693	買掛金	35,046
売掛金	150,930	未払金	14,303
商品及び製品	69	未払費用	19,471
原材料及び貯蔵品	1,733	未払法人税等	8,421
前渡金	5,448	未払消費税等	6,060
前払費用	22,780	前受金	67,649
未収入金	513	預り金	2,050
その他	1,510	賞与引当金	10,759
固定資産	**163,721**	**固定負債**	**8,278**
有形固定資産	**52,237**	資産除去債務	8,024
建物	13,708	繰延税金負債	253
工具、器具及び備品	38,529	**負債合計**	**172,040**
無形固定資産	**32,970**	**純資産の部**	
ソフトウェア	32,970	**株主資本**	**517,679**
投資その他の資産	**78,513**	**資本金**	**410,800**
投資有価証券	4,944	**資本剰余金**	**387,800**
関係会社株式	13,000	資本準備金	387,800
従業員に対する長期貸付金	4,098	**利益剰余金**	**△280,797**
長期前払費用	1,654	その他利益剰余金	△280,797
差入保証金	54,816	繰越利益剰余金	△280,797
		自己株式	**△123**
		評価・換算差額等	**578**
		その他有価証券評価差額金	**578**
		新株予約権	**5,104**
		純資産合計	**523,361**
資産合計	**695,402**	**負債純資産合計**	**695,402**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		**792,328**
売　上　原　価		**407,620**
売　上　総　利　益		**384,708**
販売費及び一般管理費		**330,764**
営　業　利　益		**53,943**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	38	
受　取　配　当　金	18	
雑　収　入	372	428
営　業　外　費　用		
雑　損　失	103	103
経　常　利　益		**54,269**
特　別　損　失		
事務所移転費用	3,600	
減　損　損　失	692	4,292
税引前当期純利益		**49,976**
法人税、住民税及び事業税	7,044	7,044
当　期　純　利　益		**42,932**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	410,800	387,800	387,800	△323,729	△323,729	△76	474,793
当期変動額							
当期純利益				42,932	42,932		42,932
自己株式の取得						△46	△46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	42,932	42,932	△46	42,885
当期末残高	410,800	387,800	387,800	△280,797	△280,797	△123	517,679

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	453	453	5,104	480,351
当期変動額				
当期純利益				42,932
自己株式の取得				△46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125	125		125
当期変動額合計	125	125	－	43,010
当期末残高	578	578	5,104	523,361

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商　　品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕　掛　品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～18年

工具、器具及び備品　　５～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　93,993千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務　短期金銭債権　3,241千円

短期金銭債務　2,902千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高　売上高　6,714千円

業務委託費　20,602千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,245,000株	－	－	3,245,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	153株	71株	－	224株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り71株による増加分です。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　800,000株

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
賞与引当金	3,313千円
未払費用	497千円
その他	2,370千円
小計	6,182千円
固定資産	
繰越欠損金	90,235千円
減損損失	2,724千円
投資有価証券評価損	9,575千円
資産除去債務	2,447千円
その他	967千円
小計	105,950千円
計	112,132千円
評価性引当額	△112,132千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	253千円
繰延税金負債合計	253千円
繰延税金負債の純額	253千円

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取締役会に報告されております。

差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金は、３ヶ月以内の支払期日であり、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因等を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	348,693	348,693	―
② 売掛金	150,930	150,930	―
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1,265	1,265	―
④ 買掛金	(35,046)	(35,046)	―

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,209千円	332千円	876千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	55千円	100千円	△44千円
合計		1,265千円	432千円	832千円

④ 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	3,678
関係会社株式	13,000
差入保証金	54,816

（注）これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

３．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	348,461	－
売掛金	150,930	－
合計	499,392	－

（注）１．現金は金銭債権ではないため、上記金額に含めておりません。
２．差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

８．持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益水準、剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

９．関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
法人主要株主	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社	450,000	情報サービス業	（被所有）直接 18.4	当社製品・サービスの販売	セキュリティ関連製品・サービスの販売	245,794	売掛金	70,969
					相手先製品・サービスの購入	セキュリティ関連製品・サービスの仕入	21,580	買掛金	5,339
						セキュリティ関連製品・サービスの経費取引	－	未払金	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針

当社製品・サービスの販売並びに相手先製品・サービスの購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

１０．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　159円72銭

(2) １株当たり当期純利益　13円23銭

１１．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社セキュアヴェイル

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　村　　茂　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　本　　潤　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セキュアヴェイルの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

株式会社セキュアヴェイル　監査等委員会

常勤監査等委員　三　木　亮　二 ㊞

監査等委員　上　田　勝　久 ㊞

監査等委員　小　松　宣　郷 ㊞

（注）監査等委員上田勝久及び小松宣郷は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	よねいま　まさおみ 米今　政臣 （昭和36年６月５日生）	昭和61年９月　日本オリベッティ株式会社（現　エヌ・ティ・ティ・データジェトロニクス株式会社）入社 平成８年11月　新日鉄情報通信システム株式会社（現　新日鉄住金ソリューション株式会社）入社 平成13年４月　ジェイズ・コミュニケーション株式会社　入社 平成13年８月　当社設立　代表取締役社長（現任） 平成18年12月　当社　社長執行役員（現任）	974,000株
	（取締役候補者とした理由） 平成13年８月に当社を設立し、代表取締役社長に就任以来、当社事業の拡大を一貫して推進し、情報セキュリティサービスの品質向上などを主導して当社のブランドイメージを高め、当社グループの事業拡大に尽力しています。このような経験と業績は、引き続き取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開及び企業価値向上に寄与されることが期待され引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	こうべ　ひとし 神戸　仁 （昭和41年12月30日生）	平成４年１月　エムオーテック株式会社　入社 平成８年６月　同社　取締役　執行役員　兼　営業部長 平成20年４月　インフォフラッグ株式会社　設立　代表取締役（現任） 平成23年６月　当社　取締役（現任） （重要な兼職の状況） インフォフラッグ株式会社　代表取締役	－株
	（取締役候補者とした理由） 情報セキュリティサービスでの営業・販売分野における豊富な業務経験等を踏まえて当社の経営に参画しており、当社グループの企業価値の向上に寄与されております。このような経験や実績は、当社事業の今後の展開及び当社の企業価値向上に資することが期待され、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>うえはらたけひこ
上原武彦
（昭和26年10月24日生）</td><td>昭和58年３月　司法研修所　卒業
昭和63年３月　黒田・上原法律事務所　設立
平成10年２月　上原武彦法律事務所（現　北御堂筋パートナーズ法律事務所）　設立
平成18年６月　当社　取締役（現任）</td><td rowspan="2">－株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由）
弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、当社社外取締役に選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>かなざわしんいち
金澤伸一
（昭和40年４月21日生）</td><td>平成元年４月　株式会社野村総合研究所　入社
平成12年８月　エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社　出向
平成23年４月　同社　MSS事業推進部長
平成24年４月　同社　MSS事業本部副本部長
平成24年６月　当社　取締役（現任）
平成26年４月　エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社
MSS事業二部長
平成29年４月　NRIセキュアテクノロジーズ株式会社
事業推進部長（現任）
（重要な兼職の状況）
NRIセキュアテクノロジーズ株式会社　事業推進部長</td><td rowspan="2">－株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由）
情報セキュリティ分野での多様な経験、見識に基づき、中立的かつ客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上原武彦氏、金澤伸一氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、上原武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．当社は、上原武彦氏及び金澤伸一氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第27条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

１．提案の理由

会社法第448条第１項の規定に基づき、平成29年６月23日時点の資本準備金の額を減少させ、それにより生じたその他資本剰余金280,797,096円を、会社法第452条の規定に基づき欠損填補のため利益剰余金に振替えたく、本議案をお諮りいたします。

欠損を填補し財務体質の健全化を図り、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的としております。今後の成長に向け、財務体質強化の一環として実施いたします。

なお、本議案による資本準備金の額の減少は、貸借対照表内「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であるため、当社の企業価値には影響は及ばず、株主の皆様ご所有の株式の価値が減少することはございません。むしろ、資本政策の柔軟性を高め、株式の価値向上に寄与するものと存じます。

２．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の内容

(1) 減少する資本準備金の額

平成29年６月23日現在の資本準備金の額387,800,000円のうち280,797,096円を減少し、107,002,904円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額280,797,096円全額をその他資本剰余金に振替えます。

(3) 欠損填補のため利益剰余金に振替える金額

その他資本剰余金280,797,096円全額を、効力発生日において欠損填補目的で、繰越利益剰余金に振替えます。この結果、その他資本剰余金、繰越利益剰余金ともに0円となります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　280,797,096円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　280,797,096円

(4) 効力発生日

平成29年６月26日といたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜東３番14号
エル・おおさか７階（大阪府立労働センター）
TEL 06－6942－0001

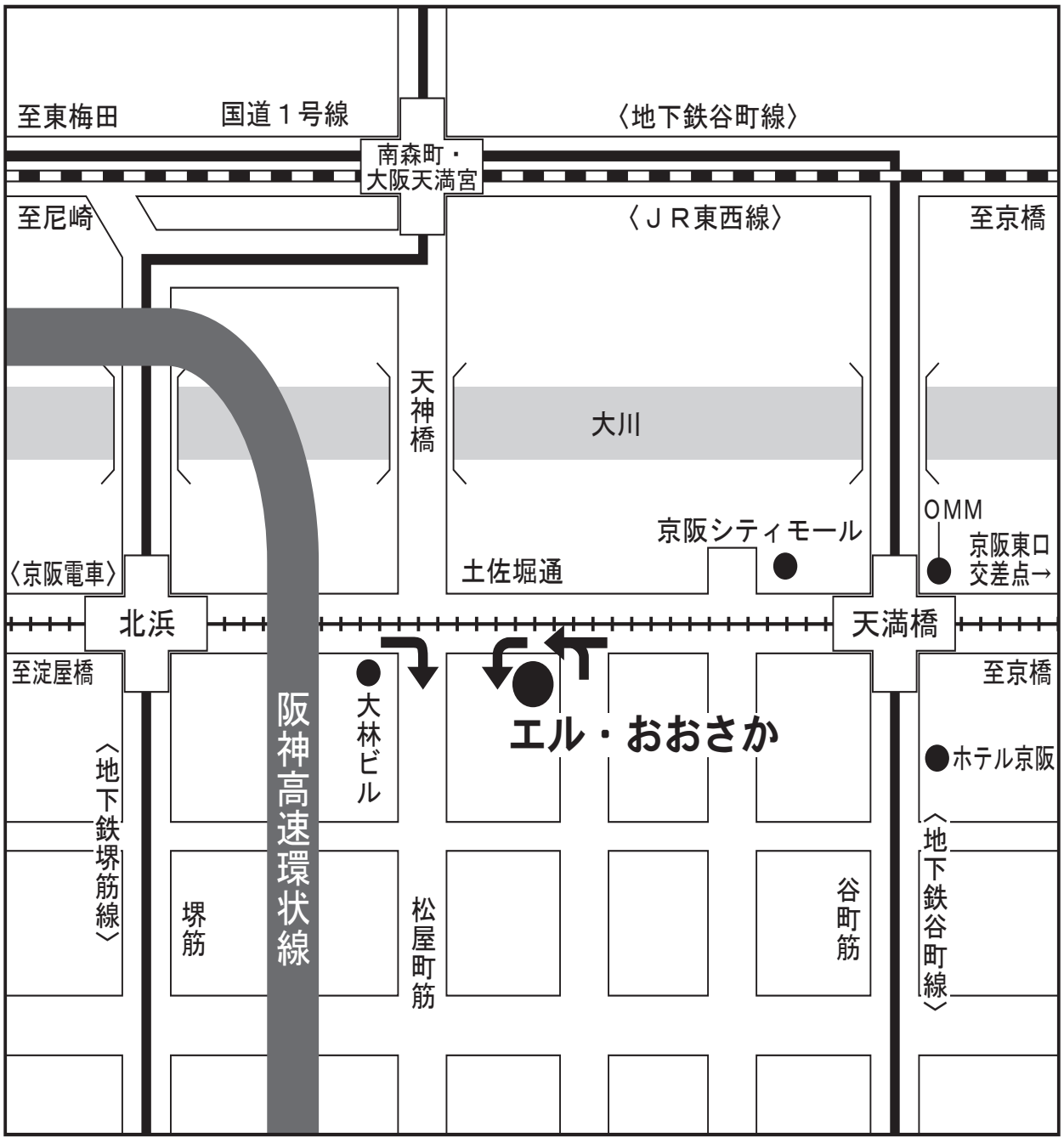

交通　京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より徒歩５分
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より徒歩７分